

〈著作権登録等のサポート料金〉

内 容	料金（税込）	備 考
相談料（初回）	無料	
相談料（2回目以降）	5,500 円（1 時間単位）	
契約書作成（著作権譲渡・利用契約を除く）	33,000 円	
著作権登録申請（プログラム関係を除く）	165,000 円	登録に必要な登録免許税や関連手数料は別途実費負担となります。
著作者不明等の場合の裁定制度申請	165,000 円	
プログラムの著作物に係る登録申請	110,000 円	
著作物利用契約書作成	154,000 円	
著作権譲渡契約書作成	154,000 円	

○各種登録に必要な登録免許税

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第 1 課税範囲，課税標準及び税率の表（出典元：登録の手引き 文化庁著作権課より引用）

登記，登録，特許，免許，許可，認可，指定又は技能証明の事項	課税標準	税 率
10．著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）		
(1) 著作権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	1 件につき 3,000円
ロ その他の原因による移転の登録	著作権の件数	1 件につき 18,000円
(2) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000 分の 4
(3) 著作権を目的とする質権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	1 件につき 1,500円
ロ その他の原因による移転の登録	著作権の件数	1 件につき 3,000円
(4) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	著作物の数	1 個につき 9,000円
(5) 信託の登録		
イ 質権の信託の登録	債権金額	1,000 分の 2
ロ 質権以外の権利の信託の登録	著作権の件数	1 件につき 3,000円
(6) 第一発行年月日若しくは第一公表年月日又は創作年月日の登録	著作権の件数又は著作物の数	1 件又は 1 個につき 3,000円
(7) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	1 件又は 1 個につき 1,000 円
(8) 登録の抹消	著作権の件数又は著作物の数	1 件又は 1 個につき 1,000 円

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税 率
1 1. 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）		
(1) 著作権の設定の登録	著作権の件数	1 件につき 30,000円
(2) 著作権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	著作権の件数	1 件につき 3,000円
	著作権の件数	1 件につき 18,000円
(3) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000 分の 4
(4) 著作権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	著作権の件数	1 件につき 1,500円
	著作権の件数	1 件につき 3,000円
(5) 信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録	債権金額	1,000 分の 2
	著作権の件数	1 件につき 3,000円
(6) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数	1 件につき 1,000円
(7) 登録の抹消	著作権の件数	1 件につき 1,000円
1 2 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）		
(1) 著作隣接権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	1 件につき 3,000円
	著作隣接権の件数	1 件につき 9,000円
(2) 著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000 分の 4
(3) 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	1 件につき 1,500円
	著作隣接権の件数	1 件につき 3,000円
(4) 信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録	債権金額	1,000 分の 2
	著作隣接権の件数	1 件につき 3,000円
(5) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作隣接権の件数	1 件につき 1,000円
(6) 登録の抹消	著作隣接権の件数	1 件につき 1,000円

○著作権登録原簿等登録事項記載書類、その附属書類の写しの交付又はその附属書類の
閲覧に必要な手数料(政令第14 条) （出典元：登録の手引き 文化庁著作権課より引用）

事 項	手 数 料 の 額
(1) 著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付	1 通につき 1,600 円
(2) 著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付	1 通につき 1,100 円
(3) 著作権登録原簿等の附属書類の閲覧	1 件につき 1,050 円